

一部支給停止適用除外事由届に添付する書類について

一部停止適用除外の事由に応じて、以下の①、②、③、④のうち、いずれかに該当する添付書類1点が必要です。

①就業中または求職活動中の場合

○雇用されている場合（次のうちいずれか一つ）

- ・雇用証明書（様式3）＊勤務先の証明
- ・医療保険者から交付された「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」のコピー、マイナ保険証をお使いの方はマイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」の書類(PDF形式)

※上記の書類をお持ちいただくか、電子申請フォームに電子データを添付して申請してください。

※市町村国保加入者や被扶養者の方は除きます。

- ・雇用契約書のコピー
- ・賃金支払明細書のコピー

○自営業に従事している場合

- ・自営業従事申告書（様式4）

※自営業に従事していることがわかる書類（委託契約書のコピー、開業届の控のコピー、営業許可証のコピー等）を添付してください。

○求職活動等を行っている場合（1と2の両方の書類が必要）

- 1 求職活動等申告書（様式5）
- 2 求職活動中であることを証明する書類（次のうちいずれか一つ）

- ・申告内容に関する証明書（様式6の1、6の2）＊ハローワーク等の証明
- ・採用選考証明書（様式7）＊面接先での証明

・雇用保険法に規定する求職者給付（傷病手当を除く）を受給している場合 受給資格者証のコピー等

○公共職業訓練を受けている場合 職業安定所による受講指示書のコピー等

○職業能力の開発及び向上のため専修学校その他養成機関に在学している場合 在学証明書等

②身体または精神に障がいがある場合（次のうちいずれか一つ）

○障がい年金の等級が1級または2級に該当することが確認できる書類

○身体障がい者手帳（1～3級）、療育手帳（A）、精神障がい者手帳（1～2級）のいずれかのコピー

○その他、障がいがあることが明らかになる書類

③負傷・疾病等のために就業が困難な場合（次のうちいずれか一つ）

○負傷・疾病により相当期間の療養等が必要であることを証する医師の診断書（様式8）

※診断書は、かかりつけ医に作成してもらってください。

○特定疾患医療受給者証など、負傷・疾病等により就業が困難であることを明らかにできる書類

④親族の介護等のために就業が困難な場合（1と2の両方の書類が必要）

1 あなたが介護を行わなければならない事情を明らかにできる書類

2 介護が必要な方の状況が確認できる書類（次のうちいずれか一つ）

- ・障がい年金の等級が1級または2級に該当することが確認できる書類
- ・身体障がい者手帳（1～3級）、療育手帳（A）、精神障がい者手帳（1～2級）のいずれかのコピー
- ・特定疾患医療受給者証等のコピー
- ・負傷・疾病により相当期間の療養等が必要であることを証する医師の診断書（様式8）

※診断書は、かかりつけ医に作成してもらってください。

- ・親族が要介護状態にあることを明らかにできる書類

＊証明書や診断書等は、今年6月～8月末日までの日付のものがが必要です。

電子申請はこちら
(8月3日から受付)

